

マイナンバー記入票

児童及び児童の同居者全員のマイナンバーを記入し、裏面に必要書類を貼り付けてください。

※ マイナンバーを提出しない場合は、次の□にチェックをし、内容を記入してください。

- 次の理由のため、マイナンバーを提出しません。(上記の保護者の欄、児童から見た続柄の欄、氏名の欄を記入してください。裏面の貼付書類は不要です。)

マイナンバーを提出できない理由	<input type="checkbox"/> マイナンバーを(再)発行依頼しているため。(紛失・海外転入・その他) <input type="checkbox"/> その他 (理由:)
情報の確認方法	<input type="checkbox"/> 添付資料(課税証明書等)を提出

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」において、マイナンバーを利用することができる事務として、「子ども・子育て支援法」の「子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が規定されています。

したがって、保育所等の利用申込み及び支給認定の申請、支給認定の事由に変更が生じたときの変更申請、保育所等の利用継続申請の手続の際に、児童及び児童の同居者のマイナンバーを上記に記入いただき、保護者(※1)のマイナンバー確認書類及び本人確認書類(※2)のコピー(本人からマイナンバーの提供を受けるときは本人確認が義務付けられています。)の提出が必要となります。

※1 保護者は、但童を監護する者のなかで生計の中心になる方です

※1 保護者は、児童を監護する者のなかで生計の中心になる方です。
※2 マイナンバー確認書類及び本人確認書類については、裏面を参照してください。

◆裏面もご確認ください

マイナンバー(個人番号)確認書類貼り付け用紙

マイナンバー(個人番号)および本人確認書類として下記のいずれかのコピーを貼り付け欄に貼付してください
※両親分の書類を貼付してください

A	マイナンバー(個人番号)カード 両面
B (① + ②)	①通知カード 両面(=氏名・住所等が住民票記載事項と一致している場合に限る。) または、マイナンバー(個人番号)が記載された住民票の写し ②顔写真付きの本人確認書類 <u>下記のいずれか1点</u> 〔 ・運転免許証(両面) ・パスポート(顔写真のページおよび住所のページ) ・在留カード(両面) ・写真付き住民基本台帳カード など 〕
C (① + ②)	①通知カード 両面(=氏名・住所等が住民票記載事項と一致している場合に限る。) または、マイナンバー(個人番号)が記載された住民票の写し ②顔写真がない本人確認書類 <u>下記(ア)から2点または(ア)から1点と(イ)から1点</u> ※(イ)から2点は不可 〔 (ア) ・各種保険証(両面) ・年金手帳(氏名、生年月日、住所記載のページ) ・写真のない住民基本台帳カード など(公的機関発行の住所の記載がされているもの) (イ) ・社員証 ・学生証 ・クレジットカード ・キャッシュカード など 〕

マイナンバー(個人番号)

および本人確認書類

貼り付け欄